○東北地方整備局告示第２号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１９年１月２９日

東北地方整備局長　坪香　伸

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類

県道盛岡和賀線改築工事（羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場地内）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１ 収用の部分　岩手県盛岡市羽場７地割及び羽場14地割地内

２ 使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、岩手県盛岡市本宮字小幅地内から同市羽場７地割地内までの延長約3,150ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「県道盛岡和賀線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分であり、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

本件事業のうち、県道盛岡和賀線改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に規定する市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道盛岡和賀線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が本路線の道路管理者であることから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岩手県盛岡市を起点とし、花巻市等を経て北上市に至る延長約49㎞の幹線道路であり、盛岡都市圏の通勤・通学や物流を担うとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において緊急輸送道路に指定されており、防災上も重要な路線となっている。

しかしながら、盛岡市下太田杉田地内から同市羽場７地割地内までの本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、ほとんどの区間が２車線道路であることなどから、交差点部分を中心に随所で交通混雑が発生しているなど、幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年道路交通センサスによると、現道の交通量は、盛岡市中太田地内において14,611台／日、混雑度1.34となっている。

本件事業は、起点側の延長約1,800ｍ区間に４車線のバイパスを建設し、終点側の延長約1,350ｍ区間について現道を４車線に拡幅するものであり、本件事業の完成により、起点側区間において自動車交通が分散するとともに、終点側区間において十分な交通容量が確保されることから、現道の交通混雑が緩和される。また、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定に基づく良好な道路の整備により、車両の安全かつ円滑な通行が確保されるなど、幹線道路である本路線の機能向上に寄与することも認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成17年度に環境影響調査を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が実施した文献調査及び有識者への確認によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、起業者は岩手県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令第４種第１級の規格に基づく４車線道路を建設及び拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本体工事の事業計画は、昭和13年3月5日に決定され、平成14年6月28日に変更決定された都市計画と基本的内容が整合しているものである。

また、本体工事の施工に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生していることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

岩手県盛岡市役所